

174-衆-予算委員会-13号 平成22年02月17日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

今国会で大きな焦点の一つとなっているいわゆる政治と金をめぐって、公共事業という国民の税金が食い物にされているという疑惑について質問いたします。

まず、前原国土交通大臣に伺います。国の直轄の公共事業で談合が行われていたとすれば、それは看過できない重大問題だと思うんですが、大臣の認識を伺いたいと思います。

◆前原国務大臣 笠井委員にお答えいたします。

我々民主党は、野党のときから、談合は決して許されてはいけない犯罪であって、公共事業が高どまりをするということで、その分税金の無駄遣いが行われるということで、厳しく対応していかなくてはならない、そういう認識を持っております。

○笠井委員 そこで、民主党の小沢幹事長の政治資金管理団体をめぐる事件では、国交省直轄の胆沢ダムなど東北地方の公共事業で談合が行われて、小沢事務所がいわゆる天の声を発して本命業者の選定に決定的な影響力を及ぼしていたのではないかと指摘をされております。

国交省では、例えば、二〇〇五年の橋梁談合事件の際、事務次官を長とする入札談合再発防止対策検討委員会を設けて調査を行っております。二〇〇七年の水門設備工事をめぐる談合事件では、マスコミ報道を踏まえて、公正取引委員会からの改善措置要求に先立って入札談合防止対策検討委員会を設置し、事実関係を調査しております。

いずれも、二〇〇五年、二〇〇七年というのは、自公政権時代のことであります。国民が政治を変えたいと旧来の政治に審判を下して新政権になったんですから、当然、今回の小沢幹事長をめぐる問題についても、国交省として、新政権になってから調査はやっていますか。

◆前原国務大臣 笠井委員が指摘をされているのは、平成十六年九月二十九日に入札執行を予定していた胆沢ダムの堤体盛り立て第一期工事に関して、落札者が決定しているとの情報が九月二十一日にあった件、また、平成十七年二月二十五日に入札執行を予定していた同じく胆沢ダムの原石山材料採取第一期工事に関して、落札者及び下請が決定しているとの情報が二月二十三日にそれぞれ寄せられていた件を指しておられるんだというふうに思いますが、これについては、平成十六年、十七年と、もう六年、五年前のことでございますので、現政権になって調べているということとはございません。

○笠井委員 調べていないと。なぜ、これだけ談合問題というのが大きくなってきている中で、かつての政権の時代にやってきたことを検証する、調べるということをやっていないのか。私は、かつての自公政権の対応と比べても、腰が引けている面があるんじゃないかと率直に思います。

国交省では、談合情報に対処するために、各地方整備局に公正入札調査委員会を設置して、談合情報対応マニュアルに基づいて審議することを定めております。

そこで、前原大臣に具体的に伺いますが、この胆沢ダムについて、これまで調査委員会の審議対象となったことはないのか、あるとすれば何回なのか。まず回数について答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◆前原国務大臣 先ほどお答えをいたしました平成十六年の堤体盛り立て工事と、平成十七年の原石山材料採取工事の二回だと思います。

○笠井委員 昨年三月、国交省の春田前事務次官は会見の中で、この胆沢ダム関係では、公正入札調査委員会ですら実際これはおかしいという通報があったか等を確認したが、特に今の時点でそのようなことはなかったと述べておりました。

ところが、実際には、これまで二回あったということでもあります。驚くべきことでもあります。

それはいつ、先ほどこちよっと触れられましたが、胆沢ダムのだんな工事なのか、改めて答弁ください。

◆前原国務大臣 若干繰り返しになって恐縮でございますが、一回目が、平成十六年九月二十一日、胆沢ダム堤体盛り立て第一期工事、このときの情報内容は、入札前に落札者が鹿島建設に決定している、こういうものでございます。

二回目が、平成十七年二月二十三日、胆沢ダム原石山材料採取工事、このときは、落札者は大成建設JVに、下請は水谷建設工業東京支店に決定している、こういう情報内容がございました。

○笠井委員 その二件について、いずれも談合情報どおりの業者が落札しているわけですね。

◆前原国務大臣 そのとおりでございます。堤体盛り立てについては鹿島が落札をし、原石山材料採取工事については大成JV、水谷建設も落札をしております。

○笠井委員 今ありました原石山材料採取第一期工事では、元請だけではなくて、下請が水谷建設になることまで談合情報どおりだったということでもあります。

国交省では談合情報に対して一体どんな対応をしたのか。なぜ入札を続行したのでしょうか。

◆前原国務大臣 まず、今までの対応のマニュアルを若干御説明いたしますと、談合事案というのが起きれば、まずは職員による工事費内訳書等の確認、そして、公正入札調査委員会に付議を検討すべき基準に該当するかどうかということを検討して、付議すべきだということになれば、各地方整備局に設置されている公正入札調査委員会で信憑性及び調査の必要性を審議し、そして公正取引委員会へ通報し、官房地方課へ連絡をする。そして、業者への事情聴取、工事費内訳のチェックを行って、そして、公正入札調査委員会での調査結果を踏まえて審議をし、入札を取りやめるか、または続行するかの決定をするということでございます。

○笠井委員 では、どんな対応をしたのか、そして、なぜ入札を続行したのかということについて。

◆前原国務大臣 これは、私も、笠井委員から御質問をいただくということで、もちろん、野党時代には談合に厳しく今まで追及をしまいましたが、この今申し上げたマニュアルが果たして機能するのかなのかということについては、私も疑問を持っております。

例えば、この公正入札調査委員会というのは、これは国交省の中で構成するものでございまして、総務部長を長として、契約管理官、技術開発調整官、契約課長、技術管理課長、関係事業課長にて構成をするということございまして、果たしてちゃんとそれが機能しているのかなのかということについては私も大変疑問に思っております。

また、この二件については、落札情報どおり、結果が再び落札者になっているということで、ちゃんとこういったものが機能したかどうかということは甚だ疑問だというふうに思っております。

○笠井委員 入札を続行したということについて言うと、大臣、そういう点でいうと、当時談合の疑いを確認できなかった、だから続行したということで当時の経過はなっているというふうに理解されているわけですね。

◆前原国務大臣 そのとおりでございます。ただ、あくまでもそれは平成十六年と平成十七年時点のことでございます。

○笠井委員 まさに、限りなく黒に近い灰色だけれども嫌疑不十分だということでもあります。

それで、今大臣も触れたんですが、マニュアルに基づいてということやってきたわけですが、事情聴取を実施したというんですけれども、この談合情報等の対応マニュアルを見ますと、こう書いてあります。「事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ」「事情聴取項目を通知した上、一社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うこと。」としております。

国交省で定める事情聴取書の様式を見ますと、談合情報のある業者に対して、質問として三項目を聞くことになっております。「工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報等がありますが、そのような事実がありますか。」二つ目に、「本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。」三つ目に、「あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。」ということで、そういう質問をして事情聴取することになっておりますが、大臣、鹿島や大成建設に対してもこのような聴取を行ったということになっているのでしょうか。

◆前原国務大臣 詳しい事実関係は確認をしておりますが、このマニュアルに従ってやられたものと推察をしております。

○笠井委員 前原大臣に伺います。今マニュアルの項目を読み上げましたが、談合した疑いのある業者に対して、あらかじめ項目を通知した上で、個別に、あなたは談合しましたか、したとすればどの会社と共謀しましたかと。はい、こういう話し合いをして共謀しましたとそれに対して答えるような業者がいると思いますでしょうか。いかがですか。

◆前原国務大臣 甚だ疑問であります。

○笠井委員 調査委員会は、そうやって聞き取りをして事情聴取書を作成した上で委員会で審議をして、談合疑義事実について公正取引委員会に通報することになっております。

しかし、結局、こうした国交省の対応というのは、実際に談合が行われていた場合には、当該の対象業者に談合がばれたことを察知させて、彼らに対策を講じる時間的猶予を与えてしまったということにならないかという問題はいかがでしょうか、大臣。

◆前原国務大臣 今、当時の質問と聴取内容というものを手元に持っておりますけれども、これは明らかにセレモニーでしかない、こういうふうには思っておりますし、今おっしゃったような時間稼ぎになるというふうに言われれば、その可能性も排除し切れな思っております。

○笠井委員 そういう問題だと思うんですよ。それで、公正取引委員会が昨年九月にまとめた「入札談合の防止に向けて」という冊子がございます。

ここにはいろいろ書いてありますけれども、「発注機関における入札談合事件への対応」ということで、その中に次のように書かれております。

談合情報があった場合、必ず事情聴取を行うこととするのは、公正取引委員会へ通知されるという予見可能性を与えることにより、公正取引委員会の審査活動の妨げになるおそれがあります。このため、発注機関において、寄せられた情報の信憑性の判断を行うため独自に調査をする場合には、疑いのある事業者からの事情聴取は極力回避し、事業者側に調査を行っている事実が知られない手段により行うようお願いします。まさにこういう問題だと思うんですけれども、大臣、このことをどう思われますか。

◆前原国務大臣 仮に談合していたとすれば、談合していた業者が集まって、がん首そろえて聞かれたら、そういう事実はありますかと聞かれたら、ありませんと答えるのが当たり前でございますので、そういう意味においては、このマニュアルは全く機能しないマニュアルであるというふうに思います。

○笠井委員 そうしますと、今の経過を見ますと、この問題でも、談合情報どおり、さっき二件とありましたが、鹿島や大成建設が胆沢ダム本体工事を落札したというのが事実でありますし、大臣も言われました。明らかに相手側に動きが筒抜けだった可能性があるという問題であります。

そこで、前原大臣、この胆沢ダム本体工事といえば、さっきの、二〇〇七年の水門設備工事をめぐる談合事件を機に国交省がまとめた、競争性、透明性等の向上のための入札契約方式の改善策の事例

として挙げられているところであります。あの談合事件を受けて国交省が定めた改善措置の事例に掲げた胆沢ダム本体工事でまさに談合の疑いがあるわけで、このことだけでも国交大臣として看過できない問題のはずですが、どういうふうにお考えでしょうか。

◆前原国務大臣 私がこの立場につかさせていただいてから約五カ月になりますけれども、この五カ月の間に幾つかのことをやり始めております。その一つが入札制度の見直しでございまして、今議員のおっしゃったようなことは前政権のものでありますので、抜本的に入札制度のあり方を見直すと同時に、談合情報があった場合の手続についても根本的に今見直しの作業をしているところでございます。

○笠井委員 制度の見直しを今後やっていくというのは当然必要だと思うんですが、制度をやる以前に、具体的事実についてやはり再検証するということが必要ですし、かつての国交省の時代にこうだった、そうならなかった、マニュアルもこうだったと大臣が認識された具体的事実、つまり先ほど申し上げた胆沢ダムをめぐる談合の疑惑については、これは直ちに、まず専門の調査委員会を立ち上げて、国交省として調査に乗り出す、そして徹底的に調査をした上で事実を明らかにして、そこから教訓や対策というのが順番じゃないでしょうか。

ちゃんと調査委員会を立ち上げて乗り出すということについてはいかがですか。

◆前原国務大臣 今、入札制度の改革をやっておりまして、そしてその事例としてさまざまな過去の談合事案、先ほど委員のおっしゃったような談合事案も含めてその検証はしておりますし、きょうお示しをいただいた胆沢ダムの問題でも、結果的に談合情報が寄せられていた業者が二回とも落札をしているということを踏まえてしっかりと検証をしたい、このように思います。

○笠井委員 では、マニュアルについても、先ほどこれでいいのかというお話でありましたが、その中に、そういうことも見直すということも当然入りますね。

◆前原国務大臣 繰り返しになって恐縮でございしますが、委員も御指摘をされ、また私も先ほど読み上げさせていただきましたが、仮に談合している人たちを呼んで、そして談合していますかなどと聞いて、していますなどと答えるはずがないわけでありまして、そういったものも含めて、このマニュアル、手順、そしてあり方を根本的に見直している最中でございます。

○笠井委員 私が談合疑惑にメスを入れるように強調するのは、その背景に小沢氏側が談合で得た不当な利益をゼネコンに還流させている疑いがあるからであります。

配付資料をごらんいただきたいと思っております。

東北地方整備局が二〇〇三年から二〇〇八年にかけて五つに分離発注した胆沢ダム本体工事ごとに、その年の受注企業から小沢氏側への献金状況をまとめたものであります。金額は、小沢氏が代表の政党支部などの政治資金収支報告書の写しに記載された献金とパーティー券の合計であります。

これを見ますと、小沢氏側は、基礎掘削や原石山準備工事を受注した二〇〇三年に八百九十万円、談合情報があった二〇〇四年の堤体盛り立て第一期工事の際は九百二十一万円、同じく談合情報があった二〇〇五年の原石山材料採取第一期工事の際は七百九十一万円、二〇〇六年の洪水吐き打設第一期工事の際は二百四十六万円を、元請の奥村組や下請の水谷建設、宮本組、山崎建設などから受けております。二〇〇八年に二つの第二期工事が発注された年も百五十一万円を受領しております。その総額は、胆沢ダムの本体工事だけでも十七社で約三千万円にも上ります。

前原大臣、こうした実態があることをどう思われますでしょうか。

◆前原国務大臣 議員の御質問は、胆沢ダムの談合情報も含めて小沢幹事長との関係があるのではないかという前提のもとでお話をされているわけでありまして、それはあくまでも類推の域を出ないと私は思っておりますので、もしそれがしっかりと示されれば、また違うお答えになると思っております。また、この献金については、いわゆる政治資金規正法にのっとり報告をされたものだというふうに

認識をしております。

○笠井委員 談合情報とのかかわりというのを私の視点として申し上げたのです。

この実態ですよ。つまり、こういう関係の企業から多額の献金を受けている。これは表の献金ですから。こういう実態についてどういうふうにとめていらっしゃるのでしょうかということで聞いているわけです。

◆前原国務大臣 その公共事業と小沢幹事長の関係については、私は知る立場にはありません。

ただ、一般論として申し上げれば、公共事業を受注している企業から多額の献金をもらうことはいかなるものかというふうには私は正直思います。

○笠井委員 前原大臣、まさに今の点でいうと、ことし一月十五日の記者会見でも、国民目線とすれば公共事業で政治家に多額のお金が渡るということ自体、これは税金のキックバックのような話でありますので、許されざることでございます。まさに今そういう立場で言われたと思うんですが、こうした実態というのは、国民から見てもまさに許されないことだと私は思います。

そこで、原口大臣に伺いたいと思います。

公職選挙法百九十九条と二百条は、国と契約関係にある企業が国政選挙に関連して献金をすること、政治家の側がそれを受領することを禁止しているが、間違いありませんか。

◆原口国務大臣 お答えいたします。

公職選挙法百九十九条第一項及び第二百条の立法趣旨というお尋ねだと思いますが、公職選挙法百九十九条第一項は、国や地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者たる地位にある者が選挙に関し寄附をなすことについて、選挙の公正を害するおそれがあることから、これを防止しようという趣旨で設けられたものと承知しております。

公職選挙法第二百条は、百九十九条の規定が特定人の選挙に関する寄附を禁止していることに対応して、これらの特定人に対して選挙に関し寄附を勧誘、要求すること及びこれらの特定人から選挙に関し寄附を受領することを禁止し、これにより寄附禁止の実効を保障しようとする趣旨であると承知しています。

○笠井委員 今、大臣から言われました。要するに、腐敗を伴いやすい政治献金を防止して、選挙の公正を維持して寄附禁止の実効を保障する、つづめて言えばそういうことであります。

二〇〇七年十月三日の衆議院本会議で、当時民主党幹事長だった鳩山総理は、時の福田総理が代表を務める政党支部が二〇〇三年と二〇〇五年の総選挙の公示直前に国と契約関係にある企業から多額の献金を受けていた事実を指摘し、公選法違反の疑いがあると福田総理を厳しくただしたことがございます。

馬淵国土交通副大臣も、同年の十月十日の本予算委員会で福田総理を追及されていましたが、この問題で、覚えていらっしゃいますか。

◆馬淵副大臣 覚えております。

○笠井委員 当時、馬淵議員は福田総理をこう追及しております。

「公共事業を受けているとは全く気がつかなかった、総理、これはおかしい話だと思んですよ。」
 「国との契約関係があるとは知らなかったと言われても、既に平成七年から十二年間、ずっと公共事業を受けておられるわけです。」
 「通常考えて、総理が御存じなくても、少なくとも事務所が知らなかったというのはこれは通らないんじゃないんでしょうか。」
 「みずから戒めると言われる方が、御自身の足元の政党支部の団体での違法の疑いのある献金すら、その責任を認められないというような、そんな方の言葉をどうやって信じるんですか。国民が、信頼の回復ということを訴える総理に対して、これはがっかりしていますよ。」と厳しく述べて、福田総理に謝罪をさせております。

馬淵副大臣、これは間違いありませんね、こういうやりとりをした。

◆馬淵副大臣 議事録記載のとおりでございます。

○笠井委員 そこで、原口大臣、実は同じような問題が小沢氏にもあるのではないか。

小沢氏が代表の民主党岩手県第四区総支部の政治資金収支報告書の写しによれば、二〇〇五年九月九日に水谷建設から二百五十万円の献金を受領したとあります。この年は総選挙が行われた年で、私も覚えていますけれども、八月八日解散、八月三十日公示、九月十一日投票の日程で行われました。したがって、この水谷建設からの二百五十万円は、ちょうど選挙期間中に受け取ったこととなります。

しかも、水谷建設は、二〇〇五年の三月と総選挙公示後の九月に、直轄工事で国交省と元請契約をしております。具体的には、私、ここに契約書を持っていますけれども、ここにありますが、二〇〇五年三月十六日に中部地方整備局の北勢B P 大矢知道路整備工事を二億八千八百七十五万円で、二〇〇五年九月一日には中国地方整備局の岡山西バイパス北長瀬高架橋第二下部工事を五億四百万円で契約をいたしております。

したがって、このように、水谷建設は下請工事だけじゃないんですね、国との関係は。二〇〇五年の総選挙のときに、国交省直轄工事で元請として国と契約関係にあったわけであります。元請だった。

原口大臣、このことから、水谷建設からの選挙期間中の二百五十万円というこのお金は公選法に抵触する可能性がある、そういうことになるんじゃないでしょうか、いかがですか。

◆原口国務大臣 総務省としては、個別の事案については、実質調査権限を有しておりません。具体的な事実関係を承知する立場にないので、お答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

なお、公職選挙法においては、選挙に関する寄附以外の寄附については禁止されておられません。また、公職選挙法の寄附禁止のほかは、現行の政治資金規正法では、公共事業を受注したことのみをもって、政党、政治資金団体に対する政治活動に関する寄附や政治資金パーティーの対価の支払いについては制限されていないところでございます。

○笠井委員 私、原口大臣からそういう答弁を聞くと思わなかったんですよ、選挙のとき以外のことは禁止されていないなんという話を。

これからやりませけれども、二百五十万円を受けた二〇〇五年九月九日といえば、水谷建設関係者が我が党のしんぶん赤旗の取材に対しても、二〇〇五年九月の総選挙の際に盛岡市内のホテルで陣中見舞いとして現金二千万円を大久保被告に渡したと証言した時期とも符合いたします。そして、今の二百五十万円というのは表の金ですからね。表の金二百五十万円も選挙を動機に行われた献金の可能性は否定できない、こういう問題であります。

今、大臣はそういうふうにご答弁されて、後段のところ、私は納得できない、大臣らしくないと思いたんですが、そもそも、二〇〇二年の長崎県知事選挙をめぐる違法献金事件というのがありました。公選法百九十九条、二百条にかかわって、公共事業受注企業からの献金は、仮にそれが政治献金という名目で政治資金規正法に基づいてきちんと届け出がなされていたとしても、実質的に選挙に関する寄附であれば違法になるということが明確になった事件であります。

原口大臣は、当時これにかかわっているいろいろ発言もされております。重々御存じのはずだと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

◆原口国務大臣 これは法の適用についてお尋ねでしたから、法はこうなっていますと申し上げたので、笠井委員も御存じのとおり、談合を徹底的に追及してきた、そのときの、二〇〇二年の話をされていると思いますけれども、その姿勢には私は変わりはありません。

しかし、総務大臣としての立場とすると、個別の事案については答えられないというのは、それは笠井委員、御理解をください。

○笠井委員 大変に苦しい話だと思うんですね。民主党は、この問題で菅副総理を先頭に、長崎県

知事選挙の問題を徹底的に追及されました。そして、原口大臣も二〇〇三年の三月三日の予算委員会で、野党四党の予算組み替え趣旨弁明の中でも、「自民党長崎県連事件で明らかとなっているように、不法な政治の介入が公共事業のコストを引き上げていることにかんがみ」云々ということで、この問題も触れられている。

まさにそういう点でいうと、たまたま選挙期間中だから、政治資金として受け取った、そういうこともあったらそれはいいんだみたいな話は通らないということがあるわけで、大臣になったからということで立場だと言われましたが、その点は本当に、せっかく政治が変わって新しい政権と言われていの中で、事実に対してどういう認識を持って立ち向かわれるかという問題があると私は思います。

しかも、ちょうど二〇〇五年の総選挙の民主党のマニフェストを見ますと、政官業の癒着を断ち切り、真つ当な政治を実現しますということで、これは当時のマニフェストですね、それで、公共事業受注企業からの政治献金を全面禁止する、そこまで言われてきたわけであります。

特定寄附禁止規定には、重大な過失も処罰するものとするとの規定があります。つまり、小沢氏側が、国と請負関係を結んでいますかと尋ねることなく過って水谷建設から特定寄附を受け取ってしまった場合も、これは重大な過失に当たるとして罪に問われるということであります。

小沢氏は記者会見で、水谷建設から不正な金をもらったことは一切ないと繰り返し言われていますが、そんなことでは到底説明がつかない今回の問題だと思います。いかがでしょうか。

◆**原口国務大臣** 笠井委員にお答えいたします。

私たちの政治姿勢と、私が大員としてどのように判断するかということは、やはり分けて議論をしていただきたい。

私は、今、一人入札、一者入札についても、総務省としては、そういう官製談合事案と疑われるものを徹底的に追及している、この立場でございます。その上で、今回お尋ねのことに關しては、選挙に關する寄附か否かについては具体的な事実について判断されるものであつて、総務省としては、個別の事案については実質調査権を有していない、だから判断できないと申し上げているわけでございます。

○**笠井委員** 菅副総理に伺いたいと思います。かつて二〇〇二年、当時、民主党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合の野党四会派共同提案で政治資金規正法等の改正案を出したことがあります。

その中で、ここに私、持ってまいりましたが、国または地方公共団体との請負その他の特別の利益を伴う契約の当事者、いわゆる公共事業受注企業からの寄附の禁止について、公職選挙法ではこれらの者からの選挙に關する寄附は禁止されていたものを、政治活動に關する寄附一般に広げて、いわゆる公共事業受注企業は、契約の日から契約の終了の日後一年間、政治活動に關する寄附をしてはならないという規定をこの提案の中で共同して盛り込みました。当時代表だった鳩山総理を初めとして、ここにおられる大臣の皆さんも賛成者に名前を連ねておられます。

そこで、菅副総理、当時幹事長でいらっしゃいましたが、この共同提案で、今の部分についてどういふ趣旨だったかということで覚えていらっしゃいますでしょうか。

◆**菅国務大臣** 個別のことについてそう詳しく覚えているわけではありませんけれども、先ほど来、同僚議員あるいは同僚の大員からもお話がありましたが、やはり公共事業というのは税金を使つての事業でありますから、そういう公共事業を受注している企業から、たとえそれまでのルールで、従来のルールで合法的であるにしても、やはりそういう形の献金を受けることは、国民的に見て、李下に冠を正さずということではいふ問題があるだろうということの趣旨から、御党とも一緒に法案を出したところまでは、事前に聞いておけばちゃんと調べておいたのですが、記憶ははっきりはいたしておりませんが、そういう趣旨でそういう法案を出したのであろうということをはっきり申し上げます。

○笠井委員 この法案が審議された翌二〇〇三年の衆議院の倫選特では、堀込征雄議員が提案理由説明に立ってこう述べております。

昨今、政治と金をめぐる問題が数多く起きており、政治に対する国民の信頼を揺るがす重大な問題となっております。企業・団体献金については、平成十二年から資金管理団体に対する企業・団体献金が禁止されましたが、その後、膨大な数の政党支部を事実上政治家個人の財布とし、ここを経由して企業・団体献金を受け入れるなどの抜け穴づくりが横行しております。また、近時大きな問題となっている公共事業受注企業からの政治献金は、いわば税金の還流であり、政官業の癒着の温床となっているものであります。さらに、企業等による秘書給与の肩がわりや、やみ献金などの問題も後を絶たず、世論から批判の声が高まっているところであります。

このような実態を放置すれば、国民の政治不信は一層高まることは明らかであります。

我々野党四会派は、このような現状を踏まえ、政治に対する国民の信頼を取り戻すために、企業・団体献金について、これを受けることのできる政党支部の数を大幅に制限するとともに、公共事業受注企業の寄附を禁止する等の規制強化を行うこと、政治資金のさらなる透明化を行うこと等が喫緊に必要なと考え、この法律案を提出したものであります。

というふうに述べております。

この共同提案を推進した菅副総理、当時は幹事長でいらっしゃったわけですが、公共事業受注企業の寄附を禁止する、厳格にやっていく、この問題については今もお考えに変わりはありません。

◆菅国務大臣 我が党は、公共事業受注企業に限らず、すべての企業献金を禁止するという方向を、御存じのように打ち出しているわけでありまして、その今話をされた趣旨はそのままその中で生きていくもの、そう理解しております。

○笠井委員 きょう、私の質疑もやりとりをずっと副総理は聞かれていらっしゃったと思うんですが、当時、私も振り返っているいろいろ見てみました、野党四党で共同するとき、いろいろ議論しました。そういう中で、菅副総理、民主党の幹事長として野党四党の幹事長、書記局長の会談をやられて、そして、その改正案の成立目指して結束して国会活動を展開するというを確認してやってこられた。

それで、あのときが二〇〇三年ということですから、あれからもう六年、七年たつわけですが、いわば、国民が新しい政治をとという願いを強く持って、政治を変えてほしいというもとので今年の総選挙があり、そして今、政権がかわって、民主党の皆さんは古い自民党政権と決別するということを言われているし、新政権もそういうことを言われている。

そういうふうに言われるなら、まさに税金の還流をやめさせる、そして、政官業の癒着の温床をなくすという立場で、今回の小沢氏をめぐる一連の疑惑について、これはやはりほうっておけないと。それは、身内のことということはあるでしょうけれども、それでも、政府としてきちっとこれを調査すると。

先ほども、私、談合の問題を申し上げました。そしてまた、後段でも、献金を選挙期間中にもらっているという問題も申し上げました。公選法とのかかわりでも違法な可能性があるのではないということも提起をさせていただきました。

そして、国民全体が、やはり政治不信がこの問題で増しているという状況がある。暮らしが大変、雇用もどうする、中小企業も大変という中で、本当に予算委員会でもそういう問題の一つ一つこたえた審議をやってもらいたい、そして、政治は変わったという実感を持って政治に対してもかかわっていくということで、多くの方が思っている中で、やはり、この政治と金をめぐる問題、そして私がきょう提起させていただいた問題というのは、政府、あるいは、その中でも、民主党としてもきちっと調査をする、そして党としても自浄作用をやはり発揮すべきじゃないか。

ちゃんと調べて、ただすべきはただす、そしてこの問題を究明して、道義的、政治的な責任についても、党としてもやはりやるし、その中で、国会の中でもそういう立場で民主党もやる、政府として

も必要な調査をやる、こういうことが本当に今必要なんじゃないか。国民は、それをやはり望んでいるんじゃないかと思うのですけれども、菅大臣、副総理、その点について、どのように真摯な態度で臨まれるか、所見を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◆菅国務大臣 一つは、その一緒に提案した法案も残念ながら成立はしていませんし、また、先ほどの党首討論の中で、公明党の山口代表と鳩山総理との間では、企業献金禁止という方向で一緒にやろうというような議論も出ております。ですから、そういった姿勢は、党としても内閣としても変わっていないという認識にあります。

もう一方、小沢幹事長の問題について言えば、まさにいろいろな捜査が行われた中で、不起訴という形でそういったことについての一定のけじめがついているわけでありまして。

ですから、私たちは、基本的な姿勢は変わっているつもりはありませんが、今、検察の捜査が一定程度行われて結論が出た段階で、例えば私の立場で、内閣が、副総理がこれを調査するといっても、そういう位置づけになっておりませんので、制度そのものを変えていくという方向で努力していきたい、こう考えております。

○笠井委員 今、法案が成立していないと言われるけれども、そういう立場で政権を目指してやってきて、政権につかれたら、やはりかつて出したような法案の立場で本当に政治をやるということがまず必要だと思います。

それから、不起訴になったという話がありましたが、不起訴とはいっても、小沢氏の場合、嫌疑なしではなくて、嫌疑不十分。つまり、嫌疑ありということで、疑惑はあるのです。

そういう問題でありますし、しかも、政府として何をやるのかとおっしゃいますが、まさに、私、きょう、この時間でも質問させていただきましたが、税金の使い道、税金の還流、政官業の癒着の温床という問題、予算の使い方、こういう問題としてあると。

民主党だって、そういう点では、ゼネコンに対するいろいろな問題、あるいは公共事業の問題、それから予算の使い方、さんざん言ってきたわけですから、そういう問題について、まさに財務大臣として、副総理として、政府として、この税金の使い道がどうなっているのか、不正に使われていないか。先ほど前原大臣からも、国交省でこの問題についてどうやるかというお話で答弁がありましたけれども、やはり政府としてきちっとこの問題をやるということが必要なんじゃないでしょうか。できることはあるんじゃないですか。

政府として何をやるんだということでは、ちょっとこれは国民としても納得できないと思うんですが、いかがですか。

◆菅国務大臣 おっしゃっている気持ちはわからないわけではありませんが、若干、二つのことが一緒に言われているような気がします。

ですから、制度的なことを含めて、あるべき姿として、先ほど来申し上げているように、公共事業を受注している企業からの献金はやめるべきだということで民主党としてもずっとやってきましたし、その姿勢は変わっておりません。

ただ、個別の案件に関して言えば、今までの制度の中で合法、非合法の判断を考えるのは、先ほど来申し上げたように、小沢幹事長についても、検察がかなりの捜査の中で不起訴という決定をしたわけでありまして、それはそれとしての一定のけじめだ、このように考えております。

○笠井委員 そこはけじめになっていないということは言ったとおりです。

それで、制度の問題を言われますが、制度改正で本当に実効あらしめるためには、やはりまず起こっていることに対して徹底的に検証して、それを究明することから制度が新しいものになって、実効あらしめるようにできるわけです。それをやらずにということでは、本当に政治を変えたいと願う国民は納得しない。

委員長、きょう明らかになった問題も含めて、小沢氏には説明責任があると思います。国会として

政治的道義的責任をただす必要があります。小沢氏を初め、三人の起訴された秘書、元秘書の当委員会への証人喚問を改めて強く求めたいと思います。

理事会で協議をさらにお願ひします。